平成　　年　　月　　日

従業員各位

○○○○　株式会社

人事部　○○○○

マイナンバーの告知のお願い

　マイナンバー制度が平成28年1月より開始されます。下記のとおり皆様にご依頼しますので、ご協力ください。ご協力いただけない場合は、ご自身が関係官庁に手続きをしなければならなくなることがあります。

記

1. マイナンバーとは

（ア）住民票を有する（外国人を含む）すべての人に一人一つの番号（12桁）が付番されます。

（イ）マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

（ウ）マイナンバーは重要な個人情報です。番号が他に漏れないように管理しましょう。

1. マイナンバーは、平成27年10月以降に各人に役所から通知されます。
2. マイナンバーが通知されたら、別紙「マイナンバーの告知および承諾書」と「マイナンバー通知カード（マイナンバーが記載された書面）の写し」の提出をお願いします。提出は封筒に入れてのり付けしてください。マイナンバーは重要な個人情報ですから、会社はマイナンバーが漏洩しないように厳重に管理します。

また、「マイナンバー通知カードの写し」ではなく、「マイナンバー通知カード」の原本を提出された方については、「マイナンバー通知カード」の確認が終り次第、ご本人に返却します。

1. 税法上の扶養親族、厚生年金・健康保険の被扶養者に該当されるご家族のマイナンバーについても、

上記3と同様の方法でマイナンバーの提出をお願いします。

1. 期限　平成　　　年　　　月　　　日
2. マイナンバーは、官庁に提出する下記の書類で利用します。

（ア）所得税関係（事業主提出関係）

① 給与所得の源泉徴収票

② 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

③ 財産形成非課税住宅貯蓄申告書等

（イ）健康保険・厚生年金保険の適用関係事務（事業主提出関係）

① 健康保険・厚生年金被保険者資格取得届

② 健康保険・厚生年金被保険者資格喪失届等

③ 国民年金の第３号被保険者の届出事務

　　　 （ウ）健康保険給付関係事務（事業主・本人提出関係）

　　　　　　　 ① 傷病手当金の支給申請

② 出産育児一時金支給申請

　　　　　　　 ③ 出産手当金支給申請等

　　　 （エ）雇用保険関係事務（事業主提出関係）

　　　　　　　 ① 雇用保険被保険者資格取得届

　　　　　　　 ② 雇用保険被保険者資格喪失届等

（オ）個人住民税関係事務（事業主提出関係）

①給与支払報告書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上